



### 派遣事業の許可の有効期間は5年ですか

一般労働者派遣事業の許可の有効期間は、5年なのでしょうか。新規の許可は3年と記憶しているのですが。

許可の有効期間は3年ですが、有効期間満了後に一般労働者派遣事業を営業しようとする場合には、許可の更新をしなければなりません。この場合には有効期間は5年になります（派遣法第10条）。



### 派遣元責任者の選任要件は？

派遣元責任者の要件が、厳しくなったと聞きます。以前は、「職業経験と管理経験を合わせ5年以上」でも要件を満たしましたが、そうした要件に基づき派遣元責任者となっている人は、どうなるのでしょうか。新たに要件を満たす人を雇い入れる必要がありますか。

一般労働者派遣事業を営むためには、厚生労働大臣の許可を受けなければいけません（派遣法第7条）。許可基準のうち、派遣元責任者に関する要件が改正され、雇用管理経験（成年に達した後）が3年以上に統一されました。派遣元責任者講習の受講間隔も、5年以内から3年以内に短縮されています。

「雇用管理の経験」とは、「人事・労務担当者のほか、派遣（登録）労働者の労務担当者であったこと」を指します。貴社で派遣労働者担当として業務に従事した期間も通算されるので、次の更新申請までに要件を満たせば、引き続き責任者の有資格者として認められます。



